

7 鳥羽伊良湖航路について

1 鳥羽伊良湖航路の経緯について

(1) 鳥羽伊良湖航路の沿革

鳥羽伊良湖航路は、昭和 39 年、伊勢湾フェリー（株）により開設されました。現在の航路は、鳥羽港～伊良湖港間 23.2 km（所要時間約 55 分）で、通常期は 8 往復、繁忙期には 13 往復、運航されています。

(2) 鳥羽伊良湖航路の廃止届

平成 22 年 3 月 24 日、「平成 22 年 9 月 30 日をもって鳥羽伊良湖航路を廃止する」旨の届けが、伊勢湾フェリー（株）から中部運輸局に提出されました。

(3) 鳥羽伊良湖航路対策協議会

県は、鳥羽伊良湖航路の存続に向けて取り組むため、愛知県、鳥羽市、田原市、国の関係機関（中部運輸局、中部地方整備局）と連携し、「鳥羽伊良湖航路対策協議会」を 4 月 21 日に設立、4 回の会議を開催し「航路廃止に伴う影響分析」「航路存続に向けての対応方策」等について検討を重ねました。

(4) 事業継続の枠組の基本的合意

伊勢湾フェリー（株）や親会社である近畿日本鉄道（株）、名古屋鉄道（株）、2 県 2 市で協議、調整を重ねた結果、8 月 20 日には、「伊勢湾フェリー（株）が、新たな経営体制の下で、事業を継続し、航路を存続させる、そのため、伊勢湾フェリー（株）は大幅な人件費の削減など（年間 2 億円程度）の経営改善に取り組むとともに、親会社と行政は必要な支援を行う」ことで基本的な合意に至りました。

なお、伊勢湾フェリー（株）は 8 月 23 日に航路廃止届を取り下げました。

2 鳥羽伊良湖航路に対する県の関与について

鳥羽伊良湖航路は、国道 42 号を結ぶ海の道であることや、三遠伊勢連絡道路（伊勢湾口道路）構想上の路線であることから、県域を越えた「県土づくり」の交通基盤に該当し、県が主体的に関与すべきものと考えます。

そこで、交通・観光政策上の影響や防災計画への影響等を踏まえた上で、関係者（伊勢湾フェリー（株）、愛知県、鳥羽市、田原市等）と協議して、具体的な関与の方法、内容等支援策をとりまとめているところです。

3 今後の対応

(1) 行政の支援

県は、関係者との協議の上、伊勢湾フェリー（株）の総発行株式の7%（60,500株）を取得したところです。他の支援策については、2県2市の間で協議、調整しているところであり、具体的な内容を早期に詰めて、11月会議を目途にお示ししていきます。

①資金支援

伊勢湾フェリー（株）の経営基盤を強化するための資金支援策の具体的な内容を検討しています。

②港湾使用料、固定資産税等の減免等

三重県、愛知県は港湾使用料等について、鳥羽市、田原市は固定資産税の減免等について、額や期間、条例改正等を検討しています。

③利用促進策の実施

国の「地域公共交通活性化・再生総合事業」（事業の見直し中）が来年度以降も継続していくことを前提として、鳥羽市及び田原市が中心となり、10月に法定協議会を設置し、地域一体となった利用促進策を取りまとめていくこととしています。

(2) 国への要望等

国に対して、2県2市が連携して、鳥羽伊良湖航路の存続に向けて必要な制度、施策の拡充等を要望していきます。

8 JR名松線について

1 経緯とこれまでの取組

- ① JR名松線は、平成21年10月8日の台風18号により被災し、松阪・家城間は運転が再開されたものの、家城・伊勢奥津間はバスによる代行輸送が続いています。
- ② JR東海は、10月28日、山林を含めた周辺部からの鉄道設備への影響が大きくなっており、今後、家城・伊勢奥津間はバスでの輸送とする、との提案をしました。
- ③ 県は、平成21年11月から22年1月にかけて、周辺山林部や被災箇所の上空調査や現地調査などを実施しました。
大規模な山腹崩壊等は確認されず、名松線を災害前の状態（安全確保のため時間雨量20mmで運転を抑止）に復旧するには、治山ダムや法面崩壊防止など県として特段の対策は必要ないという調査結果をまとめ、平成22年2月17日に、JR東海に対して、家城・伊勢奥津間を災害前の状態に復旧することなどを申し入れました。
- ④ 平成22年3月18日に、中部運輸局の調整によって、JR東海、津市、県の4者で意見交換の場が設けられました。
- ⑤ 4月20日に、JR東海からは、鉄道運行の安全・安定輸送を確保するためには、40の沢不安定箇所等の改善が必要であり、そのための谷止工や排水路等の対策工事は自治体（津市・県）で実施すべきとの考え方が示されました。（資料参照）

2 現状と今後の対応

- ① 県としては、山林周辺部からの影響を未然に防ぎ、予防的に安全性を確保するという観点から、有識者を交えて津市とともに、JR提案の対策工事的必要性などについて、調査結果を取りまとめているところです。
- ② 今後、調査結果を取りまとめ次第、津市の意向を尊重しながら、家城・伊勢奥津間の復旧を前提に、今後行われる、JR東海、中部運輸局、津市、県の4者の話し合いにおいて、県としても必要な治山事業を実施する方向で話し合っていきます。

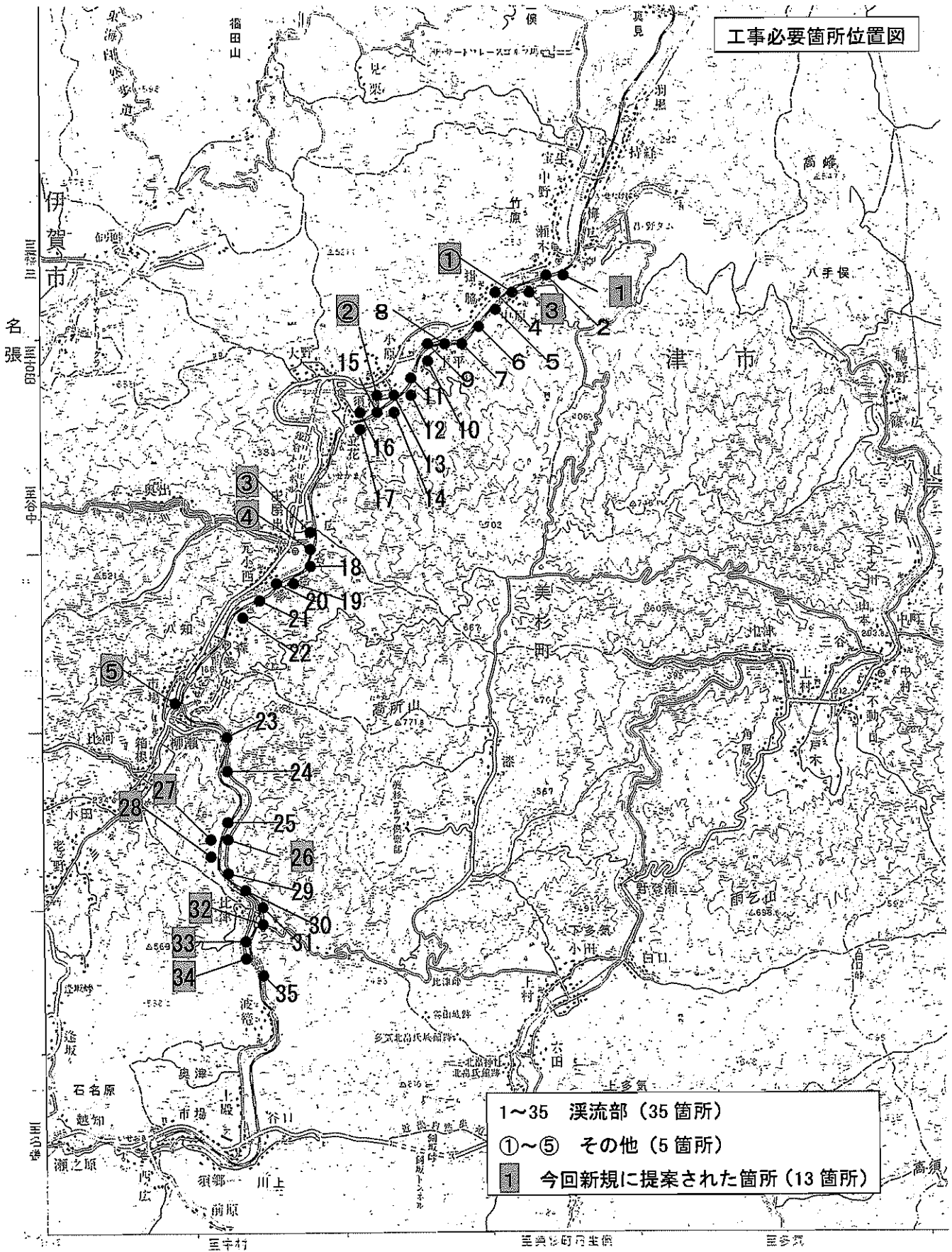
- ・6月18日から9月7日 現地調査（計4回）
- ・9月から10月 調査結果のとりまとめ、検証
- ・10月以降 中部運輸局、JR東海、津市、県の4者での話し合い

JR東海提示対策工事案

溪流部	その他	キ口程(K M)		備考	対策工事
1		30	260	新規	水路整備
2		30	375		流路工 水路新設 山腹土留工 谷止工
3		30	508	新規	水路整備
	①	30	610	新規	水路整備
4		30	766		水路整備 水路新設 谷止工
5		31	410		流路工 水路拡幅 谷止工
6		31	570		水路新設 山腹土留工 土砂浚渫
7		31	655		谷止工 土砂浚渫
8		31	820		土砂浚渫
9		31	980		水路整備
10		32	411		山腹土留工
11		32	460		水路新設 谷止工
12		32	511		山腹土留工
13		32	600		水路拡幅
14		32	670		山腹土留工
	②	38	787	新規	流路工 水路拡幅 谷止工
15		32	880		水路整備 山腹土留工
16		32	943		流路工 水路拡幅
17		33	100		水路新設
	③	34	300	新規	水路整備
	④	34	650	新規	水路整備 水路新設
18		34	841		山腹土留工
19		34	918		水路整備 水路新設
20		35	263		流路工 水路拡幅 谷止工
21		35	390		流路工 水路整備 水路新設 谷止工
22		35	570		流路工 水路整備 水路新設 谷止工
	⑤	36	980	新規	水路整備
23		37	525		山腹土留工
24		37	590		山腹土留工 土砂浚渫
25		38	691		谷止工 土砂浚渫
26		38	740	新規	山腹土留工 谷止工
27		38	860	新規	流路工 谷止工
28		38	970	新規	谷止工
29		39	14		流路工 水路新設 谷止工
30		39	320		山腹土留工
31		39	420		谷止工
32		39	635	新規	水路整備
33		39	798	新規	水路整備
34		39	830	新規	谷止工
35		40	240		谷止工
35箇所	5箇所				

新規に提案された箇所

工事必要箇所位置図



- 1~35 渓流部 (35箇所)
- ①~⑤ その他 (5箇所)
- 今回新規に提案された箇所 (13箇所)

9 四日市港の今後の取組について

1 国際コンテナ戦略港湾の選定結果

四日市港と名古屋港が連携して国へ応募した国際コンテナ戦略港湾については、残念ながら次点という結果になりました。

伊勢湾は、「基幹航路維持・強化のためのコスト低減」、「その他荷主へのサービス向上」及び「環境・セキュリティ」において最高得点でしたが、国際コンテナ戦略港湾としての「目標・位置づけ」、「広域からの貨物集約」、「戦略的な港湾経営の実現」等においては、阪神港、京浜港に比べて評価が低いものでした。

国土交通大臣は、伊勢湾について、「現行レベル（スーパー中枢港湾）の国の支援を継続する」、「民営化の進展等提案された施策の取組状況や基幹航路寄港の実績、取扱コンテナ数の動向によっては、3年後を目途に中間評価を行い、2つの国際コンテナ戦略港湾との入れ替えもありうる」としました。

2 今後の必要な取組

四日市港及び名古屋港が、自動車、工作機械をはじめとする世界的なものづくり産業や、今後成長が見込まれる航空機産業、高度な素材・部材産業など、日本の経済を牽引する中部地域の産業の国際競争力を支えていくためには、コンテナ貨物のみならず伊勢湾の特徴であるバルク貨物や完成自動車も含めた総合港湾としての「国際産業ハブ港」の実現を目指した取組を進めるとともに、一港化を視野に入れて「一開港化の検討」や「港湾経営の民営化」「貨物集荷の促進」等の具体的な連携施策を可能なものから着実に推進していきます。

※一開港化：関税法上の開港を一つの開港に統一、港則法などの関連する法令による港の名称・区域を統一すること。

とん税、特別とん税の低減による港湾コスト削減の効果が期待される。

※一港化：港湾管理者の一本化及び港域の一本化を意味する。

3 伊勢湾連携協議会

四日市港及び名古屋港は、コンテナのみならず、バルク、自動車を含めた総合港湾として、我が国の経済と産業の成長を牽引する「国際産業ハブ港」を実現することを目的に、愛知県、名古屋市、四日市市や国の関係機関とともに、「伊勢湾連携協議会」を9月30日に設立しました。

協議会では、港湾のコスト低減及びサービス向上、貨物集荷の促進や港湾経営の効率化等に関する検討・協議を行っていくこととしています。

県としても、この協議会に参画し、連携施策が推進されるよう、四日市港管理組合や四日市市とともに取り組んでいきます。

※バルク：穀物、鉱石、油類、木材などのように、貨物がそのまま包装されずに船積みされるもの。最近では、コンテナ化できない貨物全般をいう場合が多い。

伊勢湾(名古屋港及び四日市港)の国際コンテナ戦略港湾の選定結果

1 計画書の評価結果

伊勢湾は、「基幹航路維持・強化のためのコスト低減」、「その他荷主へのサービス向上」及び「環境・セキュリティ」において最高得点であったが、国際コンテナ戦略港湾としての「目標・位置づけ」、「広域からの貨物集約」、「戦略的な港湾経営の実現」等においては、阪神港、京浜港に比べて評価が低かった。

2 伊勢湾に対する国際コンテナ戦略港湾検討委員会の意見

「基幹航路維持・強化のためのコスト低減」、「その他荷主へのサービス向上」及び「環境・セキュリティ」においては、先進的な自動化ターミナルの運営やNUTS(名古屋港統一ターミナルシステム)の実用化、港湾施設の省エネルギー化の推進等について、高い評価の意見が出された。

一方、「目標・位置づけ」、「広域からの貨物集約」、「戦略的な港湾経営の実現」等においては、目指すべき戦略港湾の姿、内航フィーダーによる集荷策、港湾経営の具体策が不明確などの低い評価の意見が出された。

(参考) 各港の評価結果

評価項目		配点	伊勢湾	阪神港	京浜港	北部九州港湾
目標・位置づけ	基幹航路の維持・強化のため、釜山港、シンガポール港に伍するサービスの提供を目指したものであること アジアにおけるコンテナ物流の動向や、提案内容の地理的特性を踏まえ、目指すべき「位置づけ」が明確であること	350	163	291	297	123
実現のための方策	基幹航路維持・強化のためのコスト低減	150	127	114	98	41
	基幹航路維持・強化のための広域からの貨物集約	150	48	119	120	26
	その他荷主へのサービス向上	50	39	38	33	33
	環境・セキュリティ	50	41	39	38	32
	戦略的な港湾経営の実現(施策)	100	53	81	54	7
実現のための体制	民の視点からの積極的な経営が可能であること コンテナ港湾を一元的に経営することが可能であること そのための体制整備が具体的であること	150	82	87	89	14
合計		1000	553	769	729	277

伊勢湾連携協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、伊勢湾連携協議会（以下、「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、構成員相互の緊密な連絡調整の下、中部地域の製造業の集積と伊勢湾（名古屋港及び四日市港）の港湾機能の総合力を活かし、一港化を視野に入れて両港が連携を行い、我が国の経済と産業の成長を牽引する「国際産業ハブ港」を実現することを目的に設置する。

(協議事項)

第3条 協議会では、コンテナ貨物のみならず伊勢湾の特徴であるバルク貨物や完成自動車も含めた総合港湾としての「国際産業ハブ港」を目指した施策を確実に進めるため、関係者間で相互に協力を行い、「伊勢湾（名古屋港及び四日市港）の国際コンテナ戦略港湾の選定に向けた計画書」で提案した施策を始めとして、特に次に掲げる項目について協議を行う。ただし、項目については、必要があるときには追加することができる。

- (1) 港湾コストの低減及び港湾サービスの向上に関する事項
- (2) 貨物集荷の促進に関する事項
- (3) 港湾経営の効率化に関する事項
- (4) その他、国際産業ハブ港実現に向けた具体策の検討に関する事項

(構成員)

第4条 協議会は、以下の構成員により組織する。

愛知県知事
三重県知事
名古屋市長
四日市市長
名古屋商工会議所会頭
四日市商工会議所会頭
社団法人 中部経済連合会会長
名古屋税関長
経済産業省中部経済産業局長
海上保安庁第四管区海上保安本部長
名古屋港管理組合管理者
四日市港管理組合管理者
国土交通省中部地方整備局長
国土交通省中部運輸局長

2 協議会の会長は、名古屋港管理組合管理者または四日市港管理組合管理者が交代で務める。

(協議会の運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会の議長は、協議会開催ごとに名古屋港管理組合管理者または四日市港管理組合管理者が交代で務める。

3 会長は必要に応じ、第4条第1項に定める者以外の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 協議会に幹事会を置く。

2 幹事会は、協議会に付議すべき事項をとりまとめるとともに、協議会における指摘事項を処理する。

3 幹事会は、以下の構成員により組織する。

愛知県建設部技監

三重県政策部交通・資源政策監

名古屋市住宅都市局参事(みなと・歴史まちづくり)

四日市市政策推進部長

名古屋商工会議所企画振興部長

四日市商工会議所総務部長

社団法人 中部経済連合会常務理事

名古屋税関総務部長

経済産業省中部経済産業局産業部長

海上保安庁第四管区海上保安本部交通部長

名古屋港管理組合企画調整室長

四日市港管理組合経営企画部長

国土交通省中部地方整備局港湾空港部長

国土交通省中部運輸局交通環境部長

4 幹事長は、名古屋港管理組合企画調整室長または四日市港管理組合経営企画部長のうち、次回協議会の議長会長が属する団体の者が務める。

5 幹事長は、幹事会を招集するとともに、幹事会の議長を務める。

6 幹事長は、必要に応じ第3項に定める者以外の出席を求めることができる。

7 幹事会の下部に必要に応じて部会を設置することができる。

(協議会の事務局)

第7条 協議会の事務局は、名古屋港管理組合企画調整室、四日市港管理組合経営企画部及び国土交通省中部地方整備局港湾空港部が共同して務める。

(その他)

第8条 本規約に定めのない事項については、協議会で定める。

(附則)

この規約は、平成22年9月30日から施行する。

10 「三重県過疎地域自立促進計画(案)」について

1 計画の位置付け

県は、過疎地域自立促進特別措置法第7条の規定に基づき「三重県過疎地域自立促進計画」(以下「計画」という。)を策定します。

本計画は、三重県過疎地域自立促進方針に基づき、県が過疎市町と連携・協力して自ら実施する事業や措置を取りまとめたものです。

この計画の対象期間及び対象地域は次のとおりです。

○対象期間 平成22年4月1日から平成28年3月31日までの6年間

○対象地域 津市の一部(美杉地区)、松阪市の一部(飯南地区・飯高地区)、尾鷲市、鳥羽市、熊野市、大台町、大紀町、南伊勢町、紀北町

2 三重県過疎地域自立促進計画の概要

本計画は、三重県過疎地域自立促進方針に基づいて策定しており、県内の過疎市町がそれぞれ策定する市町過疎地域自立促進計画を踏まえて策定しています。

また、県と過疎市町の役割分担、市町の区域を越えた広域の見地に配慮しつつ、県が自ら実施する事業と過疎市町の事業の円滑な実施に必要な措置について、「1. 産業の振興」から「9. その他地域の自立促進に関し必要な事項」まで9つの区分で定めています。

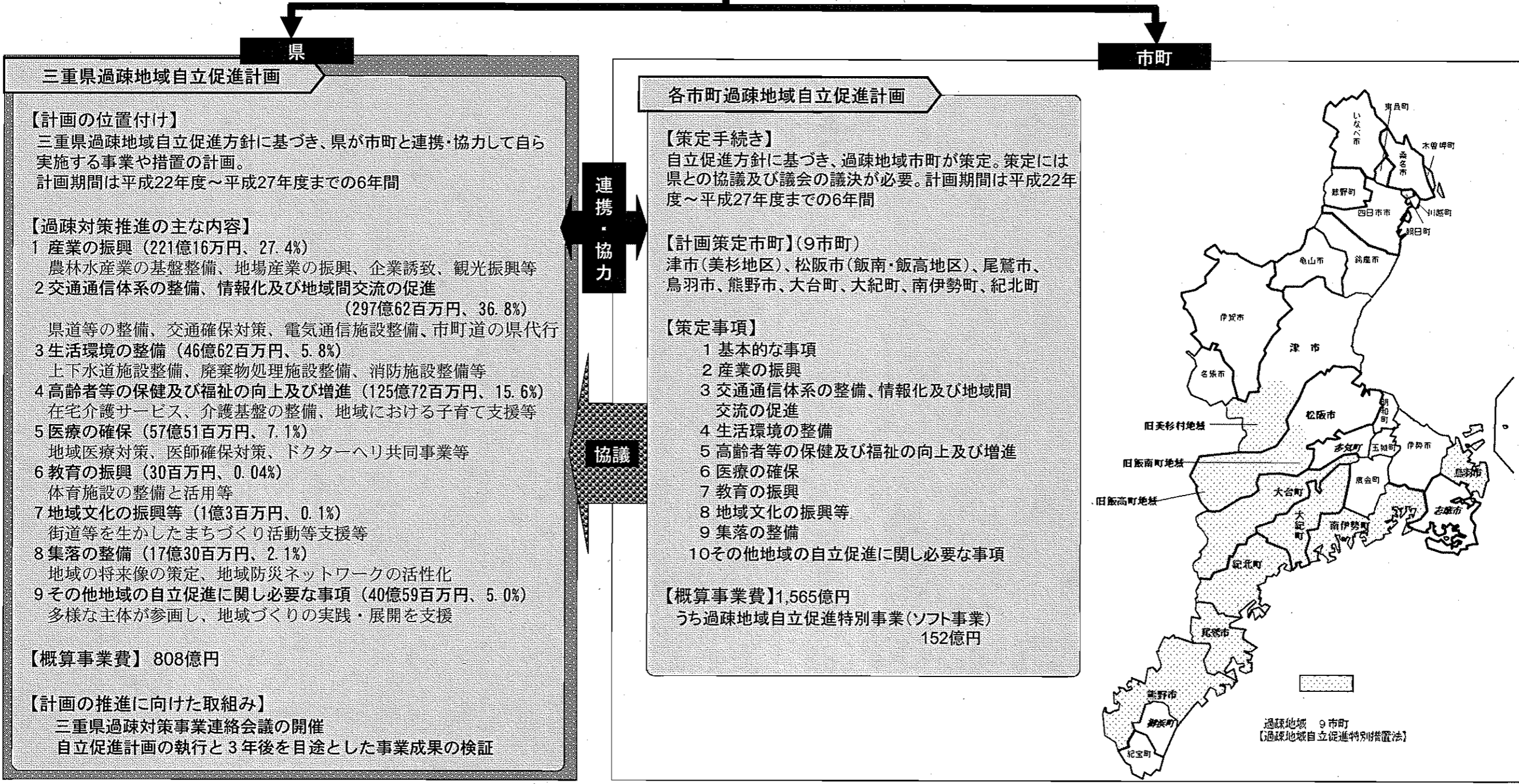
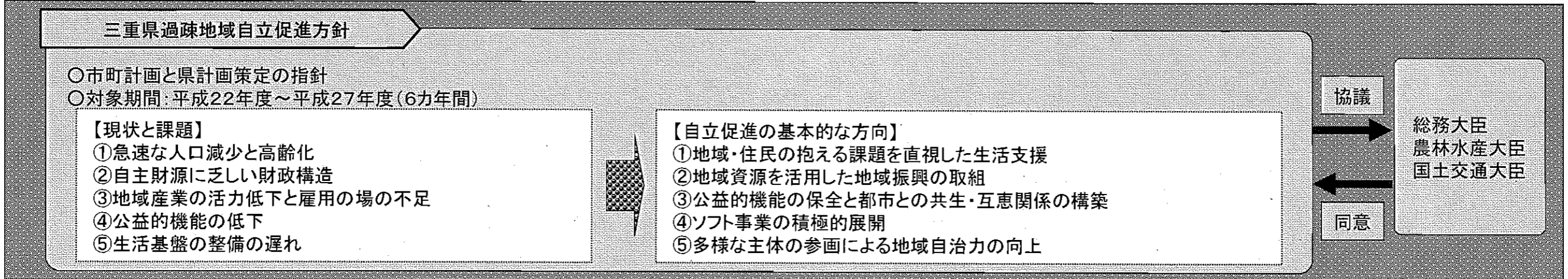
3 概算事業費

「1. 産業の振興」から「9. その他地域の自立促進に関し必要な事項」までの9つの自立促進区分総計で808億円を計画しています。

4 今後の対応

庁内関係部局長を構成員とする三重県過疎対策事業連絡会議において、計画の的確な執行と3年後を目途とした事業成果の検証を行っていきます。

本県における三重県過疎地域自立促進計画並びに各市町過疎地域自立促進計画の概要



11 県から市町への権限移譲について

1 本県におけるこれまでの取組

住民に身近な行政はできるだけ住民に身近な基礎自治体において自主的・主体的に実施すべきという“ニア イズ ベター”の考え方から、県から市町への権限移譲については、平成17年度に策定の「三重県権限移譲推進方針」に基づき、「三重県の事務処理の特例に関する条例」による権限移譲を中心に進めてきました。

本県における条例による権限移譲事務数 58法令等631事務

(平成22年7月現在：経由事務を除く)

2 権限移譲に関する国の動向

(1) 第1回地域主権戦略会議（平成21年12月実施）

「地域主権戦略の工程表（案）」（原ロプラン）公表

平成22年夏の地域主権戦略大綱に基礎自治体への権限移譲の計画を盛り込み、これを法制化し、平成23年の通常国会に「地域主権推進一括法案（第2次）」を提出予定

(2) 地域主権戦略大綱（平成22年6月閣議決定）

基礎自治体への権限移譲について記載

① 基本的な考え方

都道府県と市町村の間の事務配分を「補完性の原則」に基づき、可能な限り多くの行政事務を基礎自治体が担うこととする

② 具体的な措置

地方分権改革推進委員会第1次勧告（平成20年5月）により示された、基礎自治体に権限移譲を行うべき事務を基に検討し、68項目251条項の事務の移譲を行う

参考) ○移譲を行う事務のうち、本県に関係する事務
(移譲先が政令指定都市・中核市ではない事務)

55項目174条項(継続して協議するとされたものを除く)

○上記のうち、法令又は条例(「三重県の事務処理の特例に関する条例」)に基づき、既に全部又は一部の市町に権限移譲されている事務
25項目 82条項(条項ベースで約半数)

※「条項」数と「事務」数は同じ

③円滑な権限移譲の実現に向けて

ア) 基礎自治体の取組

- ・基礎自治体の主体的な取組が必要
- ・従来から処理している事務と一体的・総合的に行うことにより、地域住民に効果が実感できるようにすることが重要
- ・必要に応じて自治体間連携も考えられる

イ) 国及び都道府県の取組

- ・国は適切な財源措置、移譲事務についての確実な周知・助言を行う
- ・県は市町村の環境整備や円滑な引継ぎ、職員派遣、自治体間連携の具体的手法の周知・助言等を行う

④今後の取組

本大綱で決定した事務の移譲に万全を期すとともに、今回、移譲が見送られた事務について引き続き検討を行う

3 本県における今後の対応

(1) 「三重県権限移譲推進方針」の改定

国の地域主権改革への対応として、予定される法令による権限移譲を円滑に実施し、さらに市町にとってより効果的となる権限移譲の実現に向け、現行の「三重県権限移譲推進方針」を国の「地域主権推進一括法案（第2次）」の成立を目途に改定を行う方向で検討を行ってまいります。

(2) 市町との協議の場の設置

「県と市町の地域づくり連携・協働協議会」において、権限移譲に関する市町と県関係部局の担当で構成する検討会議（「地域主権改革を踏まえた権限移譲の進め方検討会議」）を設置し、（平成22年2月設置済。）円滑な法定権限移譲の実施や「三重県権限移譲推進方針」の改定について検討を行っているところです。

別表

地域主権戦略大綱(H22.6.22閣議決定)における権限移譲等を行う事務の法令一覧(本県関係分)

(本県における条例及び法令による権限移譲の状況付) 移譲先全ての市町に事務の全てが移譲済のものを「全部移譲」、一部の市町又は事務の一部が移譲済みのものを「一部移譲」とした。

	法令名	移譲先	移譲等事務数		本県における条例等による権限移譲の状況		
			項目数	条項数	項目数	条項数	
						全部移譲	一部移譲
まちづくり・土地利用規制分野	都市計画法	市	1	5	1		5
		市町村	4	18			
	流通業務市街地の整備に関する法律	市	1	2			
	都市緑地法	市	1	8			
	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置に関する法律	市	1	2	1		2
	土地区画整理法	市	1	2	1		2
	都市再開発法	市	1	4	1		4
	密集市街地における防災街区の整備に関する法律	市	1	4	1		4
	公有地の拡大の推進に関する法律	市	1	4			
	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	市	1	4	1		4
	被災市街地復興特別措置法	市	1	2	1		2
	住宅地区改良法	市	1	2	1		2
	農地法	市町村	1	1			
	マンションの建替えの円滑化等に関する法律	市	1	5	1		5
	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律	市	1	3	1		3
	特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律	市	1	4			
	駐車場法	市	1	6	1		6
景観法	(同意廃止)	1	1				
道路法	(権限拡充)	1	1				
福祉分野	社会福祉法	市	1	4			
	身体障害者福祉法	市町村	1	1	1		1
	知的障害者福祉法	市町村	1	1			1
	障害者自立支援法	市町村	1	2	1		1
	児童福祉法(児童相談所の設置)	(手続見直)	1	1			
	母子保健法	市町村	1	3	1		3
医療・保健・衛生分野	薬事法	保健所設置市	1	7	1		7
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律	保健所設置市	1	3	1		2
	水道法	市	1	2	1		2
	毒物及び劇物取締法	保健所設置市	1	6	1		6
	旅館業法	保健所設置市	1	4			
	理容師法	保健所設置市	1	3			
	美容師法	保健所設置市	1	3			
	クリーニング業法	保健所設置市	1	1			
	興行場法	保健所設置市	1	2			
	公衆浴場法	保健所設置市	1	2			
地域保健法(保健所の設置)	(手続見直)	1	1				
公害規制分野	大気汚染防止法	特例市	1	3	1	1	2
	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律	特例市	1	5	1	3	2
	環境基本法	市	1	1			
	騒音規制法	市	1	3	1		3
	振動規制法	市	1	2	1		2
	悪臭防止法	市	1	2	1		2
教育分野	学校教育法	(許可廃止)	1	1			
産生活業振興安全分野	消費生活用製品安全法	市	1	3			
	電気用品安全法	市	1	3			
	ガス事業法	市	1	3			
	家庭用品品質表示法	市	1	5			
	工場立地法	市	1	4			
	中小小売商業振興法	市	1	5			
	災害対策基本法	(権限拡充)	1	1			
	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律	市	1	3			
その他	墓地、埋葬等に関する法律	市	1	4	1		4
	地方自治法	市町村	1	1	1		1
		(届出廃止)	1	1			
52法律			55	174	25	28	54
						82	

※現時点で移譲が決定しておらず、継続検討のうえ、対応策が年内にまとまれば移譲するとされたもの(5項目29条項)は含めていない。

12 本人確認情報の利用及び提供に関する条例（仮称）素案について

1 本人確認情報の利用及び提供に関する条例（仮称）素案について

本人確認情報の保護に関する審議会の答申（*）を踏まえ、本人確認情報の利用及び提供に関する条例（仮称）素案を別添資料のとおり取りまとめました。

本条例の概要については次のとおりです。

（* 当該条例に規定する事務については、本審議会において8月24日付けで「適当である」との答申を得ています。）

（1）知事が本人確認情報を利用しようとする事務

- ① 県吏員職員退職諸給与支給条例による年金である給付の支給に関する事務
- ② 地方税法及び三重県県税条例による県税（地方税法第48条第1項又は第2項の規定により徴収する個人の市町民税を含む）並びに三重県産業廃棄物条例による産業廃棄物税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務
- ③ 地方税法による県税の犯則事件の調査に関する事務
- ④ 宗教法人法第25条第4項の書類の写しの提出に関する事務
- ⑤ 三重県心身障害者扶養共済条例第22条第5項の届出に関する事務
- ⑥ 農地法の一部を改正する法律附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の農地法第78条第1項に規定する土地の管理に関する事務
- ⑦ 採石法第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務
- ⑧ 砂利採取法第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務
- ⑨ 土地収用法第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業又はこれらの事業にかかる同法第16条に規定する関連事業の用に供する土地の取得又は使用に関する事務

（2）本人確認情報を提供しようとする事務

① 市町の執行機関（市町長）へ本人確認情報を提供しようとする事務

地方税法及び市町の条例による市町村税（これらと併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。）の賦課又は徴収（当該市町村税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金および滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務

② 知事以外の県の執行機関へ本人確認情報を提供しようとする事務

ア 教育委員会

三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則による修学奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務

イ 監査委員

地方自治法第242条第1項の監査に関する事務

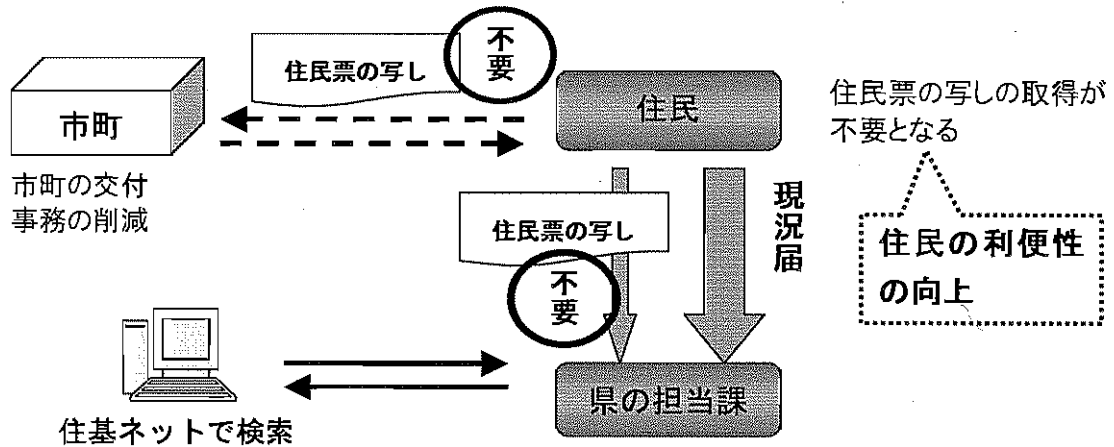
(3) 利用及び提供の状況の公表

知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供の状況について公表するものとする。

2 住基ネットを利用した場合の効果

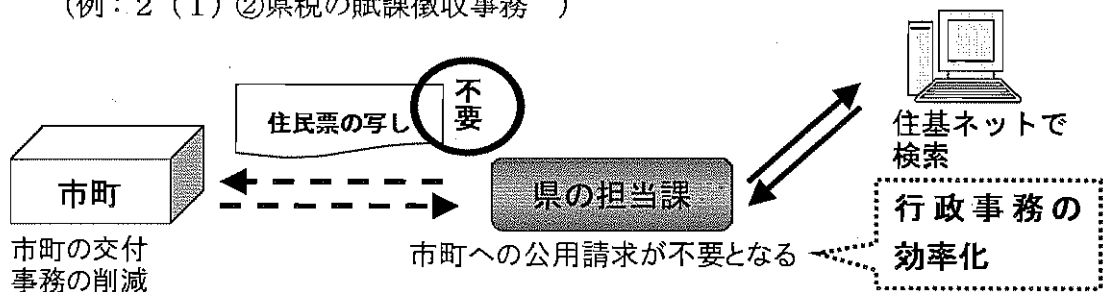
○県が申請者等に住民票の写しの添付を求めている事務

(例：2(1)⑤心身障害者扶養共済制度による年金支給事務)



○県の担当課が住民票の写しを公用請求している事務

(例：2(1)②県税の賦課徴収事務)



3 パブリックコメントの実施

今後、パブリックコメントにより県民の皆様から条例(素案)について意見を募集します。

4 今後のスケジュール(予定)

平成22年10月上旬
平成22年11月
平成23年4月1日

パブリックコメントの実施
12月定例会に条例案を提出
条例施行

本人確認情報の利用及び提供に関する条例（仮称）素案

1 区域内の市町の執行機関への本人確認情報の提供

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）第30条の7第4項第2号の条例で定める区域内の市町の執行機関（以下「区域内の市町の執行機関」という。）及び事務は、別表第1のとおりとする。

2 区域内の市町の執行機関への本人確認情報の提供方法

知事が行う法第30条の7第4項の規定による保存期間にかかる本人確認情報（以下「保存期間に係る本人確認情報」という。）の区域内の市町の執行機関への提供は、規則で定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて区域内の市町の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間にかかる本人確認情報を送信する方法により行うものとする。

3 知事の本人確認情報の利用

法第30条の8第1項第2号に規定する条例で定める事務は、別表第2のとおりとする。

4 知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供

法第30条の8第2項に規定する条例で定める知事以外の県の執行機関（以下「知事以外の執行機関」という。）及び事務は、別表第3のとおりとする。

5 知事以外の県の執行機関への本人確認情報の提供方法

知事が行う法第30条の8第2項の規定による保存期間に係る本人確認情報の知事以外の執行機関への提供は、次のいずれかの方法により行うものとする。

- ① 規則の定めるところにより、知事の使用に係る電子計算機から電子通信回線を通じて知事以外の県の執行機関の使用に係る電子計算機に保存期間に係る本人確認情報を送信する方法
- ② 規則の定めるところにより、知事から保存期間に係る本人確認情報を記録した磁気ディスクを知事以外の執行機関に送付する方法

6 利用及び提供の状況の公表

知事は、毎年度、知事が行う保存期間に係る本人確認情報の利用及び提供の状況について公表するものとする。

7 別表

①別表第1（本人確認情報の提供を受ける区域内の市町の執行機関及びその提供に係る事務）

提供を受ける区域内の市町の執行機関	事 務
市町長	地方税法（昭和25年法律第226号）及び市町の条例による市町村税（これらと併せて賦課徴収する個人の県民税を含む。）の賦課又は徴収（当該市町村税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金および滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの

②別表第2（条例による知事の利用事務）

- ア 県吏員職員退職諸給与支給条例（昭和9年三重県条例第11号）による年金である給付の支給に関する事務であって規則で定めるもの
- イ 地方税法（昭和25年法律第226号）及び三重県県税条例（昭和25年三重県条例第37号）による県税（地方税法第48条第1項又は第2項の規定により徴収する個人の市町民税を含む）並びに三重県産業廃棄物条例（平成13年三重県条例第51号）による産業廃棄物税の賦課又は徴収（当該県税に係る延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金および滞納処分費の徴収を含む。）に関する事務であって規則で定めるもの
- ウ 地方税法による県税の犯則事件の調査に関する事務であって規則で定めるもの
- エ 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第25条第4項の書類の写しの提出に関する事務であって規則で定めるもの
- オ 三重県心身障害者扶養共済条例（昭和45年三重県条例第10号）第22条第5項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- カ 農地法の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第8条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第1条の規定による改正前の農地法（昭和27年法律第229号）第78条第1項に規定する土地の管理に関する事務であって規則で定めるもの
- キ 採石法（昭和25年法律第291号）第32条の登録又は同法第32条の7第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- ク 砂利採取法（昭和43年法律第74号）第3条の登録又は同法第9条第1項の届出に関する事務であって規則で定めるもの
- ケ 土地収用法（昭和26年法律第219号）第3条各号のいずれかに該当するものに関する事業又はこれらの事業にかかる同法第16条に規定する関連事業の用に供する土地の取得又は使用に関する事務であって規則で定めるもの

③別表第3（本人確認情報の提供を受ける知事以外の執行機関及びその提供に係る事務）

提供を受ける知事以外の執行機関	事務
教育委員会	三重県高等学校等修学奨学金の貸与に関する規則(平成14年三重県教育委員会規則第16号)による修学奨学金の貸与に係る債権の回収に関する事務であって規則で定めるもの
監査委員	地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の監査に関する事務であって規則で定めるもの

8 その他

この条例は平成23年4月1日から施行する。

13 東紀州地域の集客交流拠点について

東紀州地域への集客交流をはかるため、平成19年2月尾鷲市に熊野古道センターを、また、平成21年7月熊野市に紀南中核的交流施設「里創人熊野倶楽部」を整備したところです。

1 熊野古道センター

(1) 現状

平成22年度はこれまで、「海のいきもの×熊野灘」をはじめとした企画展を実施するとともに、「世界のお箸展」や写真展「日欧巡礼の道」を実施しているほか、小・中学生を対象にした体験教室及び地域の団体との共催による交流イベントなど、地域と連携した事業を展開しています。また、隣接する「夢古道おわせ」と連携して施設内での相互案内や外部への情報発信にも取り組んでいます。

このような取組や高速道路無料化などにより、平成22年度の来館者数は8月末までの5か月間で、対前年同期比で3.5%増の約5万1千人となっています。

(2) 今後の取組方針

今後は、「筏師の道」など東紀州地域のくらしや文化などを紹介する魅力ある企画展や「熊野古道まつり」など地域と連携した交流イベントなどの実施に取り組むとともに、引き続き「夢古道おわせ」など他の施設との連携を一層深めながら集客交流をはかっていきます。

2 紀南中核的交流施設「里創人熊野倶楽部」

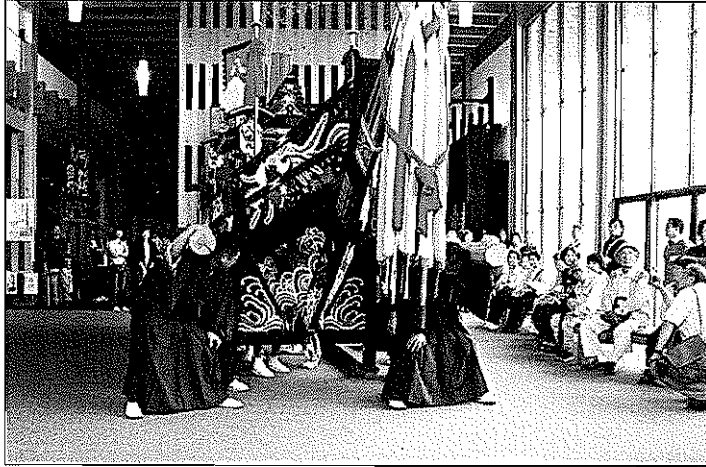
(1) 現状

オープン以来これまで、割安感のある魅力的な宿泊プラン、日帰りプランを設定するとともに、熊野古道体験ツアーなど約130種類にも及ぶ体験プログラム、「いろは展」等の交流イベントや地元商店街と連携した取組など、地域と一体となった事業を展開しています。

このような取組により、平成22年7月末までの約1年間の利用状況は、宿泊客数が11,305人、日帰り客数が156,423人となっています。特に、平成22年8月の宿泊客数は、2,045人で対前年比12%（平成21年8月1,822人）の増加となっています。

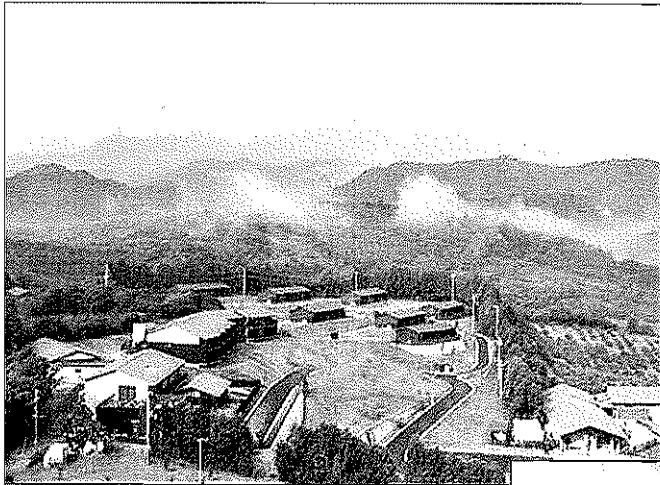
(2) 今後の取組方針

今後は、秋の連泊プラン、県内向けの日帰りプランの設定と併せ、「みかん狩り」など地域の資源を活用した魅力あるメニューの設定に地域と連携して取り組みます。また、テレビ等メディアを活用した情報発信を行うとともに、新たなバスの運行を行うなど集客交流をはかっていきます。



熊野古道センター／企画展「紀北町の関船祭り」

〔平成22年5月22日(土)～7月11日(日)〕



里創人熊野倶楽部 全景



里創人熊野倶楽部／「いろは展」

〔平成22年7月17日(土)～19日(月)〕